

江南市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）に基づく間接補助事業として、市内にある敷地及び建築物において、市民や事業者が行う優良な緑化事業、及び民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う既存民有樹林地活用型事業に対して交付する江南市都市緑化推進事業補助金について、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地等 市内の敷地又は建物をいう。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。
- (2) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年性のものをいう。）並びにこれらに付属して設けられるその他の施設をいう。
- (3) 緑化対象面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積（但し、他の法令等により緑化義務が存する敷地等の面積を除く。）をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、敷地等において、別表第1に定める緑化事業及び既存民有樹林地活用型事業であって、かつ、別表第2に定める条件を満たしている事業（以下「対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とした事業
- (2) 土地又は建物に定着していない移動可能なものに係る事業
- (3) 過去にこの要綱の規定に基づく対象事業とされたことのある敷地等における事業
- (4) 他の補助金の対象となる事業
- (5) 市税を滞納している者が行う事業

3 対象事業は、第6条の規定による補助金の交付決定を受けた後に当該対象事業に着手し、かつ、当該年度の3月15日までに第9条に定める手続が完了するものでなければならない。

4 補助金の交付申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、対象事業により設置される緑化施設の所有者（当事者の取決めにより当該所有者以外のものが当該

緑化施設の管理義務を負うこととなる場合にあっては、当該管理義務を負うこととなるものとする。第13条を除き、以下「管理者」という。)とする。

- 5 申請者が対象事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なるときは、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で、補助金の申請をしなければならない。

(補助の内容)

第4条 補助金の交付額は、別表第1に定めるとおりとする。また、同一の敷地等において、対象事業を重複して行う場合は、その合計金額とする。ただし、算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付額の算出に用いる交付対象経費には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まないものとする。ただし、次に掲げる申請者にあっては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税業者
- (5) 国もしくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)消費税法別表3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入れ公序税額確定後の返還を選択できる事業者

- 3 第1項の規定に基づき算出した金額が10万円未満のときは、補助金は交付しない。ただし、別表第1「緑化事業」における生垣設置については、3万円を最低限度額とする。

- 4 第1項の規定に基づき算出した金額が500万円を超えるときは、補助金の交付額は500万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、江南市都市緑化推進事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類(第8号及び第9号に掲げる書類にあっては、当該事由に該当するときに限る。)を添付して、対象事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2)
- (2) 事業費内訳明細書(様式第2-2)
- (3) 事業費を証明する書類(見積書等)
- (4) 事業場所の位置図
- (5) 事業に係る図面(計画平面図、緑化工法のわかる図面(断面図等))
- (6) 写真(対象事業の未着手がわかるもの)
- (7) 市税の納税証明書

(8) 管理者が管理義務を負う旨の取決め書

(9) 事業実施敷地等の所有者の承諾書

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、申請者に江南市都市緑化推進事業補助金交付決定通知書(様式第3)により補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容の変更を行おうとするときは、江南市都市緑化推進事業補助金内容変更承認申請書(様式第4)に対象事業の変更内容がわかる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、申請者に江南市都市緑化推進事業補助金変更承認通知書(様式第4-2)により交付決定の内容を変更した旨を通知するものとする。この場合において、補助金の交付額については、前条の規定により交付決定された金額を上限とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、江南市都市緑化推進事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第4-3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、申請者に江南市都市緑化推進事業補助金中止・廃止承認通知書(様式第4-4)によりその旨を通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業が完了したときは、速やかに江南市都市緑化推進事業補助金完了報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第5-2)

(2) 事業に係る図面(完成平面図、緑化工法のわかる図面(断面図等))

(3) 写真(対象事業の施工中及び完了がわかるもの)

(4) 事業費用支払領収書の写し又はそれに類するもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により江南市都市緑化推進事業補助金完了報告書の提出があったときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、対象事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、江南市都市緑化推進事業補助金交付確定通知書(様式第6)により申請者に補助金

の交付額の確定した旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により補助金交付額の確定を通知された申請者から江南市都市緑化推進事業補助金請求書(様式第7)が提出された後に交付するものとする。

(表示板の設置)

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した補助制度により緑化事業及び既存民有樹林地活用型事業を実施した旨の表示板(様式第8)を対象事業の施行箇所に設置しなければならない。

(緑化施設の管理)

第13条 補助金の交付を受けた申請者は、対象事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、緑化施設の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(状況報告)

第14条 市長は、必要と認める場合は、補助金の交付を受けた申請者に対し、江南市都市緑化推進事業補助金対象緑化施設状況報告書(様式第9)に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の状況を報告させることができる。

(1) 事業場所の位置図

(2) 事業に係る図面(完成平面図、緑化工法のわかる図面(断面図等))

(3) 写真(対象緑化施設の最新の状況がわかるもの)

(補助金の返還等)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、当該申請者に江南市都市緑化推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第10)によりその旨を通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

(3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

2 市長は、申請者からの申出又は職権による調査により、補助金の交付を受けた緑化施設をやむを得ない事由により除却せざるを得ないと認めたときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた申請者は、当事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、前項の規定により承認を得て財産を処分し

たことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(雑則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

	対象事業	対象規模	補助対象経費	補助金の額
緑 化 事 業	屋上緑化 壁面緑化 駐車場緑化 空地緑化	緑化対象面積 の合計が50 ㎡以上のもの	屋上緑化、壁面緑化、 駐車場緑化及び空地 緑化に係る費用のう ち、植栽、植栽基盤 （土壌、軽量土、土 壌改良材及び防根層 を含む。）、灌水施 設及び園路整備に要 する費用及び第12 条の表示板設置に係 る費用	補助対象経費の2分の1以内の額と する。ただし、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める算式により算出した額を限 度とする。 （1）屋上緑化又は壁面緑化の場合 それぞれの緑化事業について 緑化対象面積×3万円/㎡ （2）駐車場緑化の場合 緑化対象面積×2万円/㎡ （3）空地緑化の場合 緑化対象面積×1万5千円/㎡
	生垣設置	延長が15m 以上のもの	生垣設置に係る費用 及び第12条の表示 板設置に係る費用	補助対象経費の2分の1以内の額と する。ただし、次に定める算式によ り算出した額を限度とする。 （1）生垣延長×5千円/m
既 存 民 有 樹 林 地 活 用 型 事 業	既存民有樹 林地の整備	交付対象面積 の合計が50 ㎡以上のもの （既存民有樹 林地の対象規 模は200 ㎡）	園路整備、柵、ベン チ、自然解説板、案 内板に係る費用	補助対象経費の2分の1以内の額と する。ただし、次に定める算式によ り算出した額を限度とする。 （1）交付対象面積×1万円/㎡

別表第2（第3条関係）

緑化事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件（①～③）のいずれかを満たすこと	①公開性（管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができ ることも可）であること。 ②緑化対象面積が1,000㎡以上であること。 ③高木、中高木による緑化面積が緑化対象面積全体の25%以上であること。
生垣設置	右記要件（①～②）のすべてを満たすこと	①生垣設置の接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）延長が生垣延長の50%以上であること。 ②生垣延長1m当たり2本以上植栽をすること。